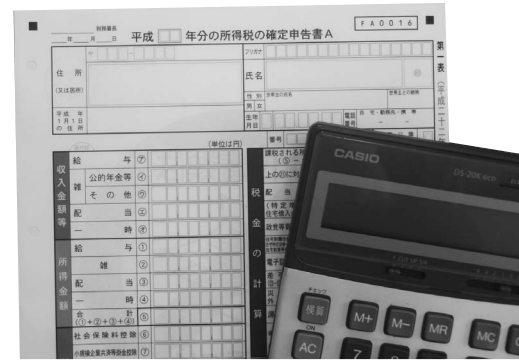


申告の準備はお早めに！

2月16日から始まります 所得税の確定申告と 市・県民税の申告相談



問合先 高山税務署 ☎32-1020
税務課 ☎35-3136

市・県民税の申告相談

期間 2月16日(木)～3月15日(木)
(土・日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時15分
*本庁のみ3月3日(土)・10日(土)の
午前9時～午後4時開設

会場 市役所地下市民ホール、お
よび各支所

相談会場	相談日(土・日を除く)
市役所本庁	2月16日(木)～3月15日(木) 3月3日(土)・10日(土)
丹生川支所	3月1日(木)～9日(金)
清見支所	2月21日(火)～27日(月)
荘川支所	3月5日(月)～9日(金)
一之宮支所	2月16日(木)～21日(火)
久々野支所	2月23日(木)～3月1日(木)
朝日支所	3月8日(木)～14日(水)
高根支所	2月28日(火)～3月5日(月)
国府支所	2月16日(木)～29日(水)
上宝支所	3月6日(火)～15日(木)

*市が行う申告相談では、肉用牛に関する申告、土地・建物と株の譲渡所得、住宅借入金等特別控除(平成23年居住分)、青色申告、平成22年分以前の確定申告はお受けできません。相談が必要な場合は、市民文化会館でお願いします。

*支所での開催日以外の日は、市・県民税申告、または確定申告書の預かりのみ可能です。

*清見、荘川、朝日、高根支所は、地区ごとに申告相談日を設けていますのでご協力ください。

*国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

確定申告書等作成コーナー **検索**
クリックしてください。

*申告期限が近づくと、窓口は大変混雑します。早めに申告準備を済ませ、余裕を持ってお出かけください。

所得税の確定申告の受付

期間 2月16日(木)～3月15日(木)
(土・日を除く)

時間 午前9時～午後5時
(なるべく午後4時までに
受付を済ませてください)

会場 市民文化会館(昭和町1)

●税理士による無料税務相談

期間 2月21日(火)～24日(金)

時間 午前9時30分～正午
午後1時～4時

場所 市民文化会館(昭和町1)

e-Taxをご利用ください

*e-Tax(イータックス)は、インターネットを利用して国税の申告などができるシステムです。

*最高4,000円の税額控除(1人1回限り)を受けることができます。

《e-Tax体験コーナーを開設!》

期間 2月16日(木)～3月15日(木)

時間 午前8時30分～午後5時15分

設置場所 市役所地下市民ホール、
丹生川支所、国府支所〔USBによる記録媒体・住民基本台帳カード・電子証明書が必要です〕

e-Taxを行うためには住民基本台帳カード(300円)と電子証明書(500円・有効期限3年)の取得が必要です。3月15日までは、平日は午後7時まで、土日は午前9時から正午まで取得時間を延長しています。確定申告期間は窓口が混雑しますので、お早めにご準備ください。

問合先 市民課(☎35-3496)

確定申告が必要な方

- ◇事業をしている方
- ◇不動産収入のある方
- ◇土地や建物を売った場合など
- ◇給与所得者で収入が2,000万円を超える方

◇給与所得や退職所得以外に各種所得で20万円を超える所得がある方

*20万円以下の所得であっても、市・県民税の申告は必要です

◇2カ所以上から給与などを受けて年末調整をされていない方など

申告すると所得税が戻る方

確定申告の必要がない給与所得者等でも、次のいずれかに該当すると納めた所得税の一部が戻る場合があります。

◇年の中途に退職し、その後就職せず年末調整をしていない方

◇多額の医療費を支払われた方(保険金・一時金・高額療養費などで補てんされる金額を除いた医療費が10万円、または総所得の5%のいずれか少ない方の金額を超える場合)

◇金融機関などから借入れをして住宅を取得、または増改築した方など

要介護認定者の障害者控除

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上の要介護認定者で一定の要件に該当する方は、税法上の障害者控除の対象になります。

申請により認定書を発行しますので、確定申告の際に添付し控除を受けてください。

問合先 高年介護課 ☎35-3181

国保・後期高齢者医療に加入の方へ

低所得世帯の場合に保険料が減額されることがあります。所得がない方も申告されないと、保険料が減額できない場合がありますので、必ず市・県民税の申告をお願いします。

問合先 市民課 ☎35-3495